

訪問リハビリテーションの運営規定

令和8年1月1日 改定

第1条(事業の目的)

諏訪の杜整形外科が行う、指定訪問リハビリテーション及び介護予防指定訪問リハビリテーション事業(以下「事業」とする)は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、理学療法など、必要なりハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持・回復を図ることを目的とします。

第2条(運営の方針)

運営の方針は、次に掲げるところによるものとします。

- 1 本事業は、利用者の要介護状態の軽減、もしくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとします。
- 2 自ら、その提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- 3 事業の提供にあたっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持・回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行います。
- 4 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について、理解のしやすい説明を行います。
- 5 常に利用者の病状、心身の状況、希望、及びその置かれている環境等の、的確な把握に努め、利用者に対して適切なサービスを提供します。

第3条(事業所の名称及び所在地)

この事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 1 名称 諏訪の杜整形外科(訪問リハビリテーション事業所)
- 2 所在地 千葉県柏市豊四季1008-8

第4条(従業者の職種、員数及び勤務の内容)

この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び勤務の内容は、次の通りとします。

1. 医師 1名以上
2. 理学療法士 2名以上(外来兼任)

上記のリハビリテーション従業者は、医師の指示、及び訪問リハビリテーション計画書に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために、必要なりハビリテーションや指導を行う。

第5条(営業日及び営業時間等)

営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日: 月曜日から土曜日
- 2 休業日: 日曜日、祝祭日及び振替休日
夏季休診 3日
冬季休診 5日
※原則として、諏訪の杜整形外科の休診日に準ずる。
その他、臨時休業については事前に利用者へ周知する。
- 3 営業時間: 平日・土曜 午前9時00分から午後6時00分まで。
- 4 電話対応、問い合わせ: 日曜日、祝日を除く午前9時00分～午後6時00分まで
但し、12時～14時30分は留守番電話対応とし、折り返し連絡とする。

第6条(事業内容)

計画的な医学管理を行う医師の指示に基づき実施される、理学療法士による訪問リハビリテーションを事業とする。理学療法士が利用者の自宅を訪問し、利用者様の日常生活がより活動的な

ものとなるよう、身体面では、関節拘縮の予防、筋力・体力・バランスの改善、等を行う。精神面では、知的能力の維持・改善などを図る。

- ・健康状態の把握と管理
- ・リハビリテーションの相談
- ・社会資源の使い方の相談
- ・体位変換のアドバイス
- ・起座または離床訓練
- ・起立訓練
- ・摂食訓練
- ・排泄訓練
- ・生活適応訓練
- ・家屋改善のアドバイス
- ・介護者の相談

第7条(利用料その他の費用の額)

本事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者様の負担額に応じて、その1～3割の額とする。以下に詳細を示す。

(1)利用料

地域区分により、柏市は1単位10.33円(6級地)の計算とする。

1)『基本料金』(20分間リハビリテーションを行った場合に1回と算定)

リハビリテーション提供時間は、主治医の指示に基づき、ご利用者様、ご家族様、リハビリスタッフ、ケアマネージャーと相談の上、決定する。

訪問リハビリテーション費:308単位(1回当たり)

介護予防訪問リハビリテーション費:298単位(1回当たり)

※当事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に関わる診療を行わなかった場合:50単位減算(1回当たり)

※利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合:5単位減算(1回当たり)

2)『加算減算料金』

①短期集中リハビリテーション実施加算

- ・利用者様がリハビリテーションを必要とする原因となった疾患等の治療のために、入院または、入所した病院、または診療所または介護保健施設から退院または退所した日より、加算を開始する。
- ・要介護認定を受けた日(認定日)から加算を開始する。

訪問リハビリテーションに関する①の加算:

1日40分以上、週2日以上実施した場合に算定する。

加算を開始した日から3か月以内に行われた場合:200単位(1日当たり)

介護予防訪問リハビリテーションに関する①の加算:

加算を開始した日から3か月以内に行われた場合:200単位(1日当たり)

②リハビリテーションマネジメント加算(2種類あり)

1)リハビリテーションマネジメント加算イ:180単位(1か月当たり)

2)リハビリテーションマネジメント加算ロ:213単位(1か月当たり)

※訪問リハビリ事業所の医師が、本人・家族に対してリハビリ計画書の内容を説明し、同意を得た場合、イもしくはロに加えて270単位加算される。

③退院時共同指導加算 600単位/回(退院につき1回まで)

④認知症短期集中リハビリテーション実施加算 240単位/回(週2回まで)

認知症であると医師が診断した者であって、リハビリによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師または医師の指示を受けた理学療法士が、その退院(所)日または訪問開始日から3月以内に関心的に行った場合に算

定する。

(2)その他の利用料に関する事項

①利用料の支払いの遅滞などに関する措置

利用者様が料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うように催促したにも関わらず、10日以内に支払われない場合、または利用者様やご家族様が訪問リハビリテーション提供者に対して本契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合は、文書で通知する事により、即座に訪問リハビリテーションを終了させていただく場合があるものとする。

②交通費

柏市内・・・無料 柏市外・・・無料

③駐車場代

指定された駐車スペース(自宅駐車場や月極駐車場)が利用できない場合、または駐車許可証がおりない場合、有料駐車場を使用し、当該駐車料金を請求するものとする。

④キャンセル料金

利用者様の都合により訪問リハビリテーションをキャンセルする場合は、下記のキャンセル料金が発生するものとする。但し、利用者様の病状の急変や緊急時など、やむを得ない事情がある場合は不要とする。

前日までにキャンセルのご連絡があった場合:無料

当日キャンセルの場合:2,000円(税別)

⑤その他の費用

1) 訪問リハビリテーションの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者様にご負担頂きます。

2)[記録の複写費]一枚につき20円(税別)

(3)支払方法

月ごとの精算とし、翌月10日前後に前月分の請求を行う。翌月の月末までの、指定口座への振り込みとする。振込が困難な場合は、諏訪の杜整形外科窓口での支払いとする。お支払い後に、領収書を発行する。

※上記の支払い手段が難しい場合は応相談とする。

第8条(通常の事業の実施地域)

柏市と流山市の2市を実施地域とする

柏市

(豊四季、高田、篠籠田西町、十余二、かやの町、豊四季台、豊上町、豊平町、南柏、吉野沢、豊町、富里、旭町、明原、あけぼの、末広町)

流山市

(駒木台、駒木、東初石、西初石、美田、おおたかの森(東西南)長崎、野々下、名都借、松が丘、古間木、柴崎、中、加、前平井、後平井、市野谷、三輪野山、大畔、流山、平和台、西平井、鱈ヶ崎、前ヶ崎)

その他の地域については応相談

第9条(虐待防止の措置)

施設(事業所)は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1 施設(事業所)における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

2 施設(事業所)における虐待の防止のための指針を整備すること。

3 施設(事業所)において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。

- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 5 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第10条(緊急時の対応方法)

訪問リハビリテーション提供中の容体の変化や急性増悪等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族(親族)、居宅介護支援事業者等へ連絡致します。

第11条(相談・苦情等)

- 1 利用者は提供された訪問リハビリテーションに相談・苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険連合会に対して、いつでも相談・苦情を申し立てることができるものとする。
- 2 事業者は、相談、苦情対応の窓口責任者及び、その連絡先を明らかにすると共に、相談・苦情の申し立てがあった場合には迅速、且つ、誠実に対応する。
- 3 事業者は、利用者又はその家族が相談・苦情申し立てを行ったことを理由として、いかなる不利益、不公平な対応もしないものとする。

第12条(その他運営に関する重要事項)

- 1 サービス提供従事者は資質の向上のため研修等を受けます。
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいけません。
- 3 従業者であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとします。
- 4 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人と管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。
令和8年1月1日から一部改訂する。